

2012年 8月29日

No.160

又市征治 国政だより

又市征治事務所
発行責任者 東 篤
富山市下新町 8-16
TEL 076-441-0800
HP: www.s-mataichi.com

「国家公務員賃下げを地方公務員に及ぼさない」再確認 「地公臨時・非常勤に手当」の法制化も



又市副党首は28日、総務委員会で川端総務大臣に「国公の賃下げ臨時特例法を地公に及ぼすな①。また地方の臨時・非常勤職員に手当を法制化せよ②」と求め、「①は国公と同様の実施要請・強制は考えていない。②は実態調査しており幅広く検討する」と答弁を得ました。

国会は消費増税法成立のあと、民主党単独での公職選挙法・公債特例法の強行採決などで紛糾。又市副党首は、後述の総務委2法案の民・自・公らによる短時間・同日「一気通貫」採決に反対しました。

終盤国会、自・公・民が悪法を採決 自治体の抵抗権を弱める「改正」案に反対

又市副党首は、地方自治法改正案では、●自治体が政府の「是正要求」に応じない場合、政府が違法確認の訴訟をする条項案は1999年分権一括法の際、国自身が「必要ない」として提案しなかったもの。自治体が応じないのは、分権自治の行為、抵抗権として保障されるべき。●「百条調査」について、関係人の出頭や調査などの要件を厳しくすることは、議会の監視機能を抑制する。●今回改正案に入るべき、「地方税の条例制定を住民の直接請求権に加えること」および「大規模な公の施設について住民投票制度」を、見送ったことは遺憾と反対しました。

「大阪維新案」は市民の自治権・税収が半減

又市副党首は、「大都市地域における特別区の設置に関する法案」は、経済・社会の衰退で不満が募っている大阪府民・市民の現状打破の要求が背景。◆しかし法案の「特別区設置協議会」は首長自身や任命した委員のみであり、「設置協議」の段階での市民参加の規定がない。◆現大阪市民266万人や堺市、東大阪市、豊中市など合計560万人の市民権が奪われて「特別区民」に格下げ【維新の会の区割り案】。市は、持っている都市計画などの権限や固定資産税など税収を府に吸い上げられて「特別区」になり自治権が半減。◆新「府」は旧「市」から吸い上げた税収を各「特別区」に渡してきめ細かな失業対策、住宅、社会福祉など市民生活の安定に使うより、強大な権限で「特別区」から邪魔されず大規模開発、巨大都市化に走るおそれ。大阪の復活は約束されない。市民の意思が生活再建に反映されるよう組みなおすべきと反対しました。